

10万人わがまちクリーン運動でのお願い

1. 「燃やすごみ」と「ビン・缶・ペットボトルなど」と分けて「尼崎市の指定袋」に入れて決められた場所に排出してください。
2. 次のものが投棄されていた場合
「家電リサイクル品（テレビ・冷蔵庫・冷凍庫）等」「パソコン」
「タイヤ」「消火器」「大型ごみ（大きさが50cmを超えるもの）」
「自転車」「バイク」「車やバイクの部品など」

移動させずに投棄されていた場所を園田地域課の担当者に連絡してください。（06-6491-2361）

3. この運動では、側溝などの汚泥収集は行いません。
地域の指定日に予約の上、出してください。
なお汚泥収集の申し込みは、
家庭ごみ案内ダイヤル（Tel 06-6374-9999）へ

不法投棄に関する罰則

不法投棄をした場合、5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。など、厳しい罰則が設けられています。



美しい街づくりのために！ご協力お願いします！